

宗像市立小・中・義務教育学校全校統一学力テスト業務委託に係るプロポーザル

実施要領

1 事業の目的

本業務は、宗像市立学校における児童生徒の学力定着状況を確認することにより、学力課題を早期に把握し、今後の指導方法や教育課程等の改善のための基礎資料とすることを目的とする。あわせて、宗像市立学校の児童生徒が自己の成長を実感するとともに、自己の課題を把握し今後に生かすための基礎資料とすることも目的として実施する。

2 業務の概要

(1) 小学校・義務教育学校 1~6 年生用

ア 業務名

宗像市立小・中・義務教育学校全校統一学力テスト業務委託（小学校・義務教育学校 1~6 年生用）

イ 業務内容

別紙仕様書のとおり

ウ 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 25 日（木）まで

エ 提案上限額

6,306,520 円（うち消費税及び地方消費税額 573,320 円）

(2) 中学校 1、2 年生・義務教育学校 7、8 年生用

ア 業務名

宗像市立小・中・義務教育学校全校統一学力テスト業務委託（中学校 1、2 年生・義務教育学校 7、8 年生用）

イ 業務内容

別紙仕様書のとおり

ウ 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 25 日（木）まで

エ 提案上限額

3,397,680 円（うち消費税及び地方消費税額 308,880 円）

(3) 中学校 3 年生・義務教育学校 9 年生

ア 業務名

宗像市立小・中・義務教育学校全校統一学力テスト業務委託（中学校 3 年生・義務教育学校 9 年生）

イ 業務内容

別紙仕様書のとおり

ウ 履行期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 25 日（木）まで

エ 提案上限額

1,420,800 円（うち消費税及び地方消費税額 129,163 円）

3 プロポーザルの参加資格

- プロポーザルに参加する者は、参加表明書提出時において次に掲げる要件をすべて満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者
 - (2) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく清算の開始がなされていない者、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
 - (3) 国税及び地方税を滞納していない者
 - (4) 宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人（契約締結の権限を委任する場合は、その受任者）が住所地の市町村税を滞納していない者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者
 - (6) 法人であって、その役員が（5）に該当しない者
 - (7) 令和 7 年 12 月 25 日時点で、本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者

4 スケジュール

日 程	内 容
令和 7 年 12 月 25 日（木）	公募開始日
令和 8 年 1 月 15 日（木）12 時まで	質疑書の提出期限
令和 8 年 1 月 19 日（月）17 時まで	質疑書の回答予定日
令和 8 年 1 月 23 日（金）17 時まで	参加表明書の提出期限
令和 8 年 2 月 10 日（火）12 時まで	企画提案書の提出期限
令和 8 年 2 月 25 日（水）	審査会（プレゼンテーション）
令和 8 年 3 月上旬	選考結果の通知
令和 8 年 11 月中旬	委託契約の締結 出題範囲、問題内容、配達方法等の協議
令和 9 年 1 月予定	学力テストの実施 (小学校・義務教育学校 1~6 年生)
	学力テストの実施 (中学校 1~2 年生、義務教育学校 7~8 年生)
	学力テストの実施 (中学校 3 年生、義務教育学校 9 年生)

5 参加手続き

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号

宗像市教育部教育総務課教育総務係（本館3階M51番窓口）

電話 0940-36-5099 FAX 0940-37-1525 メールアドレス kyouiku@city.munakata.lg.jp

(2) 実施要領等の公告期間

ア 公告期間：令和7年12月25日（木）から令和8年2月10日（火）まで

イ 公告方法：上記「5（1）」の担当部署で配布するほか、宗像市公式ホームページからダウンロードできる。（宗像市ホームページ <https://www.city.munakata.lg.jp/> 「ホーム」→「しごと・産業」→「入札・契約」→「プロポーザル案件」）

※窓口配布については、土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。9時から17時まで。

(3) 応募書類の提出場所及び提出方法

ア 提出場所：上記「5（1）」に同じ。

イ 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）

6 質疑・回答

(1) 受付期間：令和7年12月25日（木）から令和8年1月15日（木）12時まで

※受付期間後に提出された質疑には回答しない。

(2) 質疑様式等：様式は指定様式（様式6）のみとする。

(3) 質疑方法：上記「5（1）」に記載のメールアドレスあてにメールで提出すること。

※メールの件名は「【参加者名記入】宗像市立小・中・義務教育学校全校統一学力テスト
業務委託質疑書」とすること。

(4) 回答予定日：令和8年1月19日（月）17時まで

(5) 回答方法：質疑者に電子メールにて回答し、宗像市公式ホームページに質疑内容及び回答内容を公開する。

7 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：1部

・宗像市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない業者は、参加表明書に次の①～⑤の書類を添付して提出すること。

① 暴力団排除に関する照会同意書（様式5）：1部

② 登記簿謄本：1部

※履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書。申請日前3ヶ月以内に発行のもので写し可。

③ 国税に滞納のないことの証明書：1部

※納税証明書その3。申請日前3ヶ月以内に発行のもので写し可。

④ 地方税（市町村税）に滞納のないことの証明書：1部

※事業所所在地における本社名義の市町村税。申請日前3ヶ月以内に発行のもので写し可。

- ⑤ 【宗像市内の事業所の場合のみ】代表者個人（契約締結の権限を委任する場合は、その受任者）が住所地の市町村税に滞納がないことの証明書：1部
※申請日前3ヶ月以内に発行のもので写し可。

イ 企画提案書（様式2）：18部

ウ 企画提案書の補足資料：各18部

・以下、①～⑤の資料を企画提案書の補足資料として提出すること。

【冊子を用いたPBT方式（筆記）】

- ① 問題の見本

※問題の見本を各学年、各教科分提出すること。また、リスニングテストのCD等がある場合は当該CD等を提出すること。

- ② 集計及び分析データの見本

※表、グラフ等の内容を盛り込み、全体がイメージできるようにすること。また、教育委員会用、学校用、個人用等複数の分析データがある場合は必要に応じてそれぞれ提出すること。

【GIGAスクール端末を用いたCBT方式（オンライン）】

- ① 問題の見本又は問題画面がわかる資料

※各学年、各教科分提出すること。

- ② 解答画面がわかる資料

※各学年、各教科分提出すること。

- ③ 結果・分析画面がわかる資料

※教育委員会用、学校（教員）用、生徒用をそれぞれ提出すること。

- ④ 生徒用画面における、問題受検から結果確認、復習問題までの表示画面及び操作の流れがわかる資料

- ⑤ 学校（教員）用画面における、調査の実施から受検人数報告、結果確認までの表示画面及び操作の流れがわかる資料

エ 価格提案書（様式3）：1部

※価格提案書は仕様書を参考に作成すること。

オ 過去の受注実績（様式4）：18部

※令和4年度以降の受注実績（PBT方式による実績を含む。）について、都道府県、市区町村別（対象者数、委託業務の範囲、スケジュール等）になるべく詳細に記載すること。

※受注実績を証明する書類（完成承認通知書、履行証明書などの写し）を添付すること。

（2） 提出期限

上記「7（1）」の「ア」・・・・・・令和8年1月23日（金）17時まで

上記「7（1）」の「ア」以外の書類・・・令和8年2月10日（火）12時まで

（3） 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宗像市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

- イ 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 参加資格の確認通知について

- (1) 参加資格の有無については、令和8年2月4日（水）までに各申込者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
- (2) 期限までに必要書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、プレゼンテーションに参加することができない。なお、参加資格があると認められた者であっても、確認通知後、本市から指名停止の措置を受ける等参加資格がないと認められる者は、当該参加資格を取り消す。

9 評価方法等

- (1) 評価内容と観点
 - ア 小学校・義務教育学校1~6年生
 - イ 中学校1~2年生、義務教育学校7~8年生

評価の内容	評価の主な観点	配点
1 企業概要	● 問題作成の推進体制が整っているか。	5
2 問題の観点及び内容	● 学習指導要領に即した観点に基づき、問題を作成しているか。 ● 選択式のみでなく、思考・判断・表現力等を必要とする解答方式を採用しているか。	25
3 結果集計、分析及び改善支援の手法	● 学校が児童生徒のフォローアップに生かすための分析資料の作成が可能か。 ● 児童生徒自身が自己の学習状況を把握することができる結果資料の作成が可能か。 ● 迅速な結果返却が可能か。	20
4 画面の提供機能	● 児童生徒、教員にとって、表示画面が見やすく工夫されているか。 ● 児童生徒、教員にとって、操作しやすい画面構成になっているか。 ● 特別な配慮が必要な生徒への対応が可能か。	25
5 管理・支援体制	● 学力調査の実施に向けて、学校への支援体制が整備されているか。 ● トラブル時に適正に対応できる体制が整っているか。 ● 個人情報の管理体制が整っているか。	25
6 過去の実績	● 学力調査の豊富な実績を有しているか。	5
7 提案価格	● 提案価格	5

ウ 中学校3年生、義務教育学校9年生

評価の内容	評価の主な観点	配点
1 企業概要	● 問題作成の推進体制が整っているか。	5
2 問題の観点及び内容	● 学習指導要領に即した観点に基づき、問題を作成しているか。 ● 選択式のみでなく、思考・判断・表現力等を必要とする解答方式を採用しているか。	25
3 結果集計、分析及び改善支援の手法	● 学校が生徒のフォローアップに生かすための分析資料の作成が可能か。 ● 生徒自身が自己の学習状況を把握することができる結果資料の作成が可能か。	15
4 管理・支援体制	● 個人情報の管理体制が整っているか。	5
5 過去の実績	● 学力調査の豊富な実績を有しているか。	5
6 提案価格	● 提案価格	5

(2) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時：令和8年2月25日（水）

イ 実施場所：宗像市役所（詳しい時間・場所は後日連絡）

ウ 参加人数：参加者は5人以内とする。

エ 実施方法：パソコン、接続ケーブル類及びプレゼンテーションのデータは各参加事業者で準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは教育総務課が準備する。

オ 実施時間：1時間以内とする（セッティング時間を10分以内、プレゼンテーションを30分以内、質疑応答を20分以内を想定。参加者数により変更になる場合がある）。

カ 実施内容：説明資料は「9（1）」を踏まえ、「小学校・義務教育学校1～6年生」、「中学校1～2年生、義務教育学校7～8年生」、「中学校3年生、義務教育学校9年生」を別々に作成すること。

なお、「小学校・義務教育学校1～6年生」及び「中学校1～2年生、義務教育学校7～8年生」においては、「9（1）2、3及び4」について、プレゼンテーション当日に実際の画面をスクリーンに投影し、画面を操作しながら説明すること。各学年、各教科の問題画面や解答画面については、一部の提示で構わないが、複数の問題形式や解答形式がある場合、すべての形式が分かるよう示すこと。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、「9（3）」の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ 上記「ア」、「イ」に関わらず、総合点が満点の60%に満たない場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した者
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者
- ウ 価格提案書の金額が「2（1）エ」又は「2（2）エ」、「2（3）エ」の上限額を超える者
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった者
- オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後に次に掲げる項目において、教育総務課窓口にて令和8年3月2日（月）から令和8年3月9日（月）まで閲覧に供するものとする。（土曜日、日曜日を除く。9時から17時まで。）

- （1）候補者名
- （2）全参加者名、総合評価点、提案金額

11 契約手続き

- （1）候補者と発注者との間で、内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。
- （2）受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、宗像市契約事務規則第46条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- （3）契約代金の支払いについては、仕様書に定めるとおりとする。
- （4）候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
- （5）選定された候補者が契約締結日までに宗像市指名停止の措置に関する規程に基づく指名停止の措置が開始した場合においては、契約を締結しない。なお、この場合においても、次順位者を候補者とする。

1.2 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、参加区分ごとに1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。